平成２９年（フ）第２４５７号
東京都目黒区大橋１丁目７－１－504
破産者　田中　佑哉
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４８２号
東京都千代田区神田東松下町19－１　ステージファースト神田Ⅱ　402号室、住民票上の住所沖縄県島尻郡与那原町字東浜78－５－506
破産者　岸本みどり
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５４３号
福島県いわき市平泉崎字花輪20－２　２－６、開始決定上の住所東京都江東区北砂１丁目３－２－1012
破産者　青木　佳子
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６９８号
東京都世田谷区駒沢２丁目７－９－304
破産者　福士恵理香
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７００号
東京都江戸川区平井４丁目12－１－605
破産者　及川　里香
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７５８号
東京都葛飾区奥戸６丁目14－５－303、開始決定時の住所東京都葛飾区東新小岩２丁目23－11－505
破産者　石井　雅裕
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７７４号
東京都葛飾区奥戸４丁目25番４号　ライゼボックスＨ－01
破産者　株式会社Ｌ＆Ｍコンサルティング
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７７５号
東京都葛飾区奥戸４丁目16－19－302
破産者　宮本　大侑
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８８１号
神奈川県横浜市港南区野庭町711－17－307
破産者　金岩　　誠
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８９５号
東京都江戸川区南葛西３丁目４－３　エスポワール西野２－Ｆ
破産者　眞鍋　正明
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０２１号
東京都大田区大森東２丁目22－６－303
破産者　山城　雅和
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０２７号
東京都中央区月島３丁目１番２－704号、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区東上野３丁目８番７号
破産者　株式会社サカモト・インダストリーアート
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２８５号
東京都世田谷区給田３丁目29－12－408
破産者　鏡　　洋子
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３４６号
東京都豊島区池袋２丁目67番１－203号
破産者　株式会社ＣＡＩ
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３４７号
東京都荒川区西日暮里４丁目13－１
破産者　長谷川裕之
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３５０号
東京都江東区扇橋２丁目24番１号
破産者　中秀ニツト株式会社
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３５１号
東京都江東区猿江１丁目21－５－305
破産者　中島　三郎
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３５２号
千葉県船橋市上山町２丁目391－１
破産者　中島　一也
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３５３号
東京都江東区猿江１丁目21－５－305
破産者　中島　　淳
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部